

令和7年度第1回帯広市環境審議会 議事録（概要）

○日時：令和7年7月3日（木）14:00～16:00

○場所：ソネビル6階 講習会室

○出席者：

- ・ 委員：有働委員、門委員、河村委員、熊野委員、柴田委員、清水委員、鈴木委員、永田委員、宗岡委員、谷地委員、吉田委員（11名）
- ・ 事務局：篠原都市環境部長、大橋都市環境部参事、岡田環境室長、西島環境課長、小松環境課長補佐、関井係長、勝野係長、東主任、阿部主任補、阿部係員
- ・ 他課説明員：桑嶋清掃事業課長補佐
- ・ 傍聴者：報道関係者（2名）

○配布資料

- ・ 令和6年度帯広市環境白書
- ・ （資料）桜木町広葉樹林帯広市自然環境保全地区の区域の変更について

○次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長および副会長選出
- 4 議事
 - （1）報告事項
 - ・ 帯広市環境白書令和6年度版について
 - （2）審議事項
 - ・ 自然環境保全地区区域の変更（一部解除）について
- 5 閉会

議事（１）報告事項 帯広市環境白書令和６年度版について

令和６年度版帯広市環境白書について、事務局より説明。

第１章 帯広市の環境行政

委員からの意見・質疑

<意見なし>

第２章 環境の状況と施策の実施状況

第１節 地球環境の保全

委員からの意見・質疑

◆CO2 排出量推移（７ページ）について

【委員】平成１２年度と比較した令和４年度のCO2排出の削減率が示されていますが、令和元年度と令和４年度を比較するとほとんど排出量に変化がなく、削減の進捗が停滞しているように感じます。今後もCO2排出量が横ばいのままでは、ゼロカーボン計画の２０３０年度目標の実現は非常に難しいと危惧しています。

【事務局】ゼロカーボンの新しい計画は令和６年度からスタートしたところですが、市民や事業者への周知のため、広報や折り込みチラシ、ホームページ等を活用して情報発信を行っています。また、一事業者としても、「帯広市エコオフィスプラン」に基づいて、温室効果ガスの削減に取り組んでいるところです。

【委員】２０３０年および２０５０年ゼロカーボンの目標に対して実際の排出量を示したグラフを過去に提示していましたが、最新版はありますか。こうしたデータをスライドで確認しながら議論できれば、より具体的で建設的な意見交換がしやすくなると思います。

【事務局】ゼロカーボン推進計画策定時に４回にわたり議論いただいた際、CO2排出量の経年グラフを提示し、ご意見を伺いながら計画を策定した経緯があります。ただし、これまで環境白書ではそうしたグラフを掲載していませんでした。ご指摘の通り、次年度以降は該当グラフを示し、より分かりやすい形でご議論いただけるようにしていきます。

【委員】現在、主要排出国である米国（大統領）からもCO2削減に対して後ろ向きな声上がり、こうした論調が広がることで、地道な削減努力そのものが無意味だと受け止められるのではないかと危惧しています。こうした状況下において、意識啓発を丁寧に進め、みんなで協力できる機運を高めることが必要だと感じています。

◆フロンの排出抑制（12 ページ）について

【委 員】現在もフロンを使用した製品は残っているのでしょうか。

【事務局】フロンが使用されている製品が廃棄物として出てくることはありますが、フロンが内部にある状態ではくりりんセンターで処理できないため、フロンを抜き取った状態で搬入するようお願いするとともに、必要に応じてフロンを抜き取る専門業者を紹介しています。

第 2 章 環境の状況と施策の実施状況

第 2 節 自然共生社会の形成

委員からの意見・質疑

◆環境保全型農業の推進（19 ページ）について

【委 員】具体的な帯広市の取り組みがあればおしえてください。

【事務局】環境保全型農業については主に農政課が所管するところですが、作物の本来廃棄される部分を家畜の餌として活用することや、畑自体を CO2 吸収源として活用する取り組みとしての省耕起・不耕起栽培など、様々な取り組みが進められています。

◆特定外来生物対策（19 ページ）について

【委 員】アライグマ対策については農業被害を防ぐという観点が強いと思いますが、身近なところでは特定外来生物に指定された植物、昆虫、両生類などを日常的に公園などで見かけることも増えてきています。環境部局としての特定外来生物への対応について、どのような取り組みを行っているのか教えてください。

【事務局】アライグマ対策としては、農業被害対策として農村振興課が主に秋に駆除を行い、環境課は春に繁殖前の雌の個体を捕獲しており、両課で連携して進めています。他の外来種対策としては、帯広川流域でのアレチウリ駆除や、年 1 回の環境学習会でウチダザリガニ駆除を実施しています。

【委 員】アライグマは特定外来生物法に基づく特定外来生物であり、一般の方が捕獲した場合、その個体を移動させることは法律違反になります。捕獲自体や殺処分は認められていますが、移動や持ち帰りは制限されていると理解しています。帯広市としてのアライグマに対する具体的な対応方法や流れについて教えてください。

【事務局】アライグマについては、主に猟友会の方に箱罠の設置や管理をお願いしています。箱罠は使用する資格を持つ方が農家の敷地内に設置し、見回りも猟友会が行っています。実際にアライグマが捕獲された場合は、農家の方から連絡をいただき、猟友会の担当者が現場に出向いて止め刺しをして回収する、という流れで対応しています。

【委員】（委員より補足）特定外来生物は捕獲したらその場で殺さなくてはならず、捕獲後に移動させると法律違反となります。ただし、環境省に届出を提出して許可を得ていればこの限りではありません。

◆日高山脈襟裳十勝国立公園（20 ページ）について

【委員】日高山脈には「人があまり来てほしくない」という意見と、「自然を身近に感じたり学びの場にして、理解を深めるべき」という考え方の両方があります。日高山脈は特に厳しい自然環境ですが、市民が深く自然を考える機会となるよう、今回の国立公園指定を機に、さらに積極的な取り組みや予算措置を進めてはどうかと考えます。

【事務局】今回国立公園に指定されたことを受け、周辺 13 市町村や関係団体と協議会を設立し、国が事務局となって今後の公園ビジョン策定に取り組んでいます。この地域は山が険しいため、利用するには相応の技術や体力が必要ですが、自然への配慮のもと原生的な自然を楽しむほか、公園区域外からも景観を楽しむことができると考えています。国立公園は「保護と利用の両立」を目指しており、帯広市では登山ルールの周知看板の設置や、環境省と連携した子供向け自然体験プログラムなどに取り組んでいます。

第 2 章 環境の状況と施策の実施状況

第 3 節 生活環境の保全

委員からの意見・質疑

◆河川水質（26 ページ）について

【委員】地点 4、札内川と帯広川の合流手前における帯広川の BOD の高さについてです。終末処理場以外の生活排水の影響を考えましたが、下水道の普及率がほぼ 100%なので原因がわかりません。現地では川幅が狭く流速が遅いため水がよどんでいる状況も見受けられますが、当該地点の BOD が高い理由について疑問に思っています。

【事務局】当該地点の BOD 値が高い原因については、ご指摘のとおり流速が遅く、流量が少ないことも一因として考えられます。原因については調査しており、新たな要因等が分かれば随時ご報告いたします。

【委員】図 11 の赤い線は道路だと思いますが、可能であれば「道路」と分かりやすく明記してほしい。

【事務局】ご指摘いただきました地図は、今後、より見やすく改善していきます。

◆有機フッ素化合物（PFAS）について

【委員】現在社会問題となっている PFAS について、帯広市として地下水の分析・対策を行っているのでしょうか。

【事務局】PFASについては、帯広市では現在、測定はしていません。国において環境基準の設定が検討されていますが、河川等については明確な基準がまだ定められていません。基準が設定されることになれば、帯広市としても測定等の対応について検討する必要があると考えています。

【委員】PFASによる水道水汚染の事例があるため、水道水については国を待たずに自主的かつ継続的に測定し、市民の安全のために結果の公表を希望します。

※事務局補足

帯広市の水道水については市内の給水栓におけるPFOS及びPFOAについて定期測定を行っており、ホームページにおいて公表しています。

◆硝酸性窒素・亜硝酸性窒素について

【委員】硝酸性窒素の高値について事務局の方で知見はありますか。

【事務局】硝酸性窒素については、市内では機関庫の川の聖橋の測定地点で高く検出されていますが、明確な原因はわかっていません。

◆地下水の水質について

【委員】地下水汚染については十勝でも汚染が報告されているものの、北海道や保健所で十分な測定が行われていないと聞きました。帯広市として地下水の安全性をどう判断し対応しているのか、教えていただきたい。

【事務局】地下水の調査については、帯広市全域を把握しているわけではありませんが、市で把握している飲用井戸を利用している世帯から数件抽出し、北海道が毎年井戸水の測定調査を実施しています。もし基準値を超える調査結果が出た場合には、北海道から当該世帯に対しその井戸の飲用使用を控えるよう指導を行っています。

◆公害苦情（36ページ）について

【委員】例えば騒音などの苦情が寄せられた場合、市ではどのような対応をされていますか。現地調査に出向くのか、あるいはその場所の責任者に苦情内容を伝えて指導する権限があるのかなど、苦情に対する具体的な対応方法や権限について教えていただきたい。

【事務局】騒音に絞って申し上げると、基本的には「騒音規制法」に基づき対応しています。指導対象は、特定の作業機械を使用している事業所・工場や、建設・解体工事などとなります。苦情があった場合はまず現地を確認し、事業者には苦情内容を伝えて必要であれば具体的な対策等を依頼しています。

【委員】悪臭の苦情についてはどのように対応していますか。

【事務局】悪臭苦情には「悪臭防止法」に基づき対応しています。対象は法律で定める「特定悪臭物質」を排出する事業所・工場です。苦情が寄せられた際は、環境課が現地に赴き、においがひどい場合には、においを抑えるための対策を事業者へ依頼しています。

第2章 環境の状況と施策の実施状況

第4節 循環型社会の形成

委員からの意見・質疑

◆ゴミ減量について

【委員】汚れたプラスチックや複合素材のごみ、ダンボールに付着しているピンやテープの扱いなど、分別方法が分かりにくく、判断に迷うケースが多いです。誤った分別はリサイクルの妨げになってしまうため、分別の理由や具体的な手順を「なぜそうするのか」を含めて動画などで分かりやすく発信し、市民が迷ったときに調べやすい環境を整えることが重要だと考えます。

【事務局】帯広市は分別区分が多く、資源化のため細かい分別を市民にお願いしています。ただし、全国的に分別ルールが統一されていないため、引っ越しの際等に混乱が生じやすい面があります。市ではホームページやLINE、パンフレット配布などで周知に努めており、さらに子どもへの環境学習を通じて家庭全体へ分別意識を広める取り組みも行っています。今後も発信の工夫と、市民への分かりやすい周知方法を考え、正しい分別方法の浸透に努めていきたいと考えています。

【委員】帯広市の広報は毎月各家庭に配布されていますが、実際どれだけの人がしっかり読んでいるのでしょうか。新聞の購読世帯率も28%と低く、広報も読まれていない世帯が多いと感じます。広報には例えばごみ出しの方法など大切な情報が含まれています。市民一人ひとりが広報をよく読み、現状の課題を自分たちで解決する姿勢を持つことが大事だと思います。

第2章 環境の状況と施策の実施状況

第5節 市民参加と広域連携

委員からの意見・質疑

◆デコ活（49ページ）について

【委員】帯広市がデコ活のPRを一生懸命されているのは理解していますが、市民にはデコ活と省エネとの結びつきが十分伝わっていないと感じます。特に帯広では近年、夏の気温上昇によりエアコン導入が増え、LED照明の省エネ効果を上回るほど電気使用量が増加しています。今後はエアコンの適切な使い方など、夏場の電力消費削減策をチラシ等で分かりやすく伝え、帯広市の実情にあった省エネ推進が重要だと考えます。

【事務局】帯広市ではデコ活を含め、省エネ対策として家庭や事業者ができる具体的な取り組み内容を広報やホームページ等で発信しています。直近では、ゼロカーボンに向けた家庭・事業者向けの

チラシを作成し、広報おびひろ 8 月号に折り込み配布する予定です。

白書全体を通しての意見等

【委員】帯広の基幹産業である農業がカーボンニュートラルや CO2 削減にどのように貢献しているかについて、都市環境部だけでなく農政部の取り組みや専門的な優良事例をあらかじめ集約し、具体的に報告してほしい。

議事（２）審議事項 自然環境保全地区区域の変更（一部解除）について

自然環境保全地区区域の変更（一部解除）について、事務局より説明。

委員からの意見・質疑

【委員】ベニヤマシャクヤクが稀少種としてあるということですが、解除する土地には何本くらいあるのでしょうか。我々が解除を止めた方がいいと言っても、所有者の地位の方が強いのですよね。

【事務局】保全地区として指定する場合も所有者の同意が前提であり、解除を止めてほしいというのは難しいです。ベニヤマシャクヤクは残る土地の方に生育していることを確認しています。

【委員】所有者次第であれば仕方がないですが、理解が得られないのは残念だと思いました。

【委員】おそらくここにレッドリストに載るような絶滅種に近いものがあるとか、そういうことで住民運動がおこるようなことがなければ、止められないというのが実情だと思います。

審議結果

審議会としては保全地区が残されるということが自然環境にとって望ましいと考えるが、解除が所有者の意向なのであれば致し方ない。